

# 「令和6年度和歌山県海外ラグジュアリー市場販路開拓支援事業」 委託業務仕様書

## 1 目的

和歌山県（以下、「県」という。）は、海外への販路開拓の意思を持ち、優れた技術のある県内事業者の海外展開を支援するため、海外ラグジュアリー市場を対象としたインテリア・内装等を取り扱うバイヤー、設計事務所等を対象とした販路拡大支援を行う。

## 2 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月19日まで

## 3 対象となる県内企業

県内事業者のうち、ラグジュアリー市場を対象としたインテリア・内装等を取り扱うバイヤー等に対し、訴求力のある製品・素材を持つ事業者。

## 4 業務の内容

支援事業者選定の後、各事業者訪問、市場調査などから製品・素材のもつ魅力や強み、価値を再定義し、戦略を立て、商談セッティング、PRを実施し販路開拓を行うこと。また、商談後のアフターフォローも行うこと。

### （1）事前説明会及び事業者選定

県内事業者の応募に合わせ、事業の説明会を開催すること。説明会はオンラインでも可能とする。

また、募集終了後、本事業に応募のあった県内事業者に対し、応募書類やヒアリング等をおいて、本事業への参加に適切かどうかを判断し、県と協議のうえ支援事業者5社を上限として選定すること。ヒアリングについては、オンラインで開催することも可能とする。審査の結果、5社に満たない場合、費用の減額について明示すること。

### （2）ヒアリング及び戦略の策定

支援事業者を最低2回訪問し、現地訪問のない月は必要に応じオンラインヒアリングを行うこと。県内事業者の製品の持つ機能的な強みや技術、制作の背景を聞き取り、ターゲット市場の現状を分析し、ターゲット、見せ方、価格など販売戦略を策定すること。また、1支援事業者に対し、2製品以上を目標に、ラグジュアリー市場に訴求し、汎用性の高い中間素材へとグレードアップ・あるいは新規開発するための指導を行うこと。

### （3）ラグジュアリー市場に対するアプローチ及び商談による販路開拓

1. ターゲットに適した訪問先のアポイントを取得し、商談を設定し、販路開拓を図ること。訪問先は5社以上を目標とすること。訪問先は、支援事業者間で重複可能とする。
2. 必要な場合は、PR・商談用資料を制作すること。
3. 訪問に際し、県内事業者の希望があれば、案内を行うこと。希望があった場合、県内企業1社あたり、最低1社の訪問の手配を行うこと。

4. 商談に必要となる通訳を手配すること。
5. 訪問後の問い合わせなどに対しては、支援事業者との連絡を通じて円滑に対応すること。
6. 商談の経過情報や結果、改善点などについては支援事業者に連絡し、今後の販路開拓につながるよう指導すること。

#### (4) 商品改良・開発指導

商談前・後に商品改良・開発が必要となった場合は、指導すること。

#### (5) 契約・納品などの指導

商談が成立した場合、スケジュールや納品先、決済などの手続きを支援・指導すること。

#### (6) その他

支援事業者の製品の海外展開として有益な訪問先や取り組みがあった場合は、適宜実施すること。

#### (7) 報告書の作成

事業実施後、支援事業者の指導内容・結果、商談の経過情報や結果などについて報告書にまとめ提出すること。

### 5 事業費

#### (1) 対象となる経費

市場調査費、コンサルティング費、渡航費、宿泊費、通訳費、輸送費、印刷製本費、広告費、その他事業の遂行にあたり必要となる経費。

ただし、事業年度終了後においても継続的にコンサルタント業務が発生する場合は、支援事業者の意向に応じて別途契約を行うこと。また左記契約に基づき、事業年度終了後に発生する成果については、成果報酬として徴すること。

#### (2) 事業費について

##### ① 県内企業訪問時の自動車のリース・レンタカー・タクシー利用

原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、自動車のリース利用及びレンタカーの利用を認めるものとする。また、利用が認められる場合であっても、利用に当たっては必要最低限の車種及び台数で利用すること。タクシーについては、公共交通機関による移動が困難な場合、県と協議のうえ利用を認めるものとする。

##### ② 委託における一般管理費等

委託に係る経費については、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で積み上げるのではなく、支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上すること。

#### (3) 対象とならない経費

- ① ハード面の経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等の取得費用）
- ② 収入印紙
- ③ その他、適切と認められない経費

## 6 その他

- (1) 本事業が中止となった場合、契約解除または契約変更手続を行うこととし、事業の中止や延期に伴い発生した費用については、基本的に委託費に計上できることとするが、詳細は県と協議すること。
- (2) 今後の状況により、追加での業務が発生する場合がある。
- (3) 本事業について、事業の終了後も含めて、県又は会計検査院の検査対象となるため、受託者は、検査に協力すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議して決定するものとする。